

広報

おやまざき

9

自然豊かな子育てのまち

2022(令和4)年

控えめに
夏を満喫！
(町立第3保育所で)

今月の主な内容

- | | |
|----------------------|-----|
| ■歩は百薬の長!? | P 2 |
| ■敬老ウィーク | P 4 |
| ■水道事業からのお知らせ | P 6 |
| ■後期高齢者医療保険の保険証が変わります | P 8 |
| ■9月は「防災月間」です | P16 |

vol. 658

<http://www.town.oyamazaki.kyoto.jp>

「おおやまざき版ある古っ都」

- ✓ aruku&を入手し、ウォーキングを開始。
- ✓ 9月から11月までに目標となる歩数（下表のとおり）を達成した方に対して、町が抽選を行い、当選決定
- ✓ アプリに登録されたメールアドレスに連絡
- ✓ 本人確認等を行い、景品発送



目標歩数

9月	月間3万歩（1千歩／日）
10月	月間6万歩（2千歩／日）
11月	月間12万歩（4千歩／日）

- ✓ 徐々にハードルは上がります。
- ✓ （ ）内は目安で、まとめ歩きしてもOK
- ✓ 1度当選されたら、次回抽選からは除きます。

アプリは使い方がわからん！ 万歩計じゃアカンのか？

- ✓ 「おおやまざき版ある古っ都」に限り、万歩計でも参加できます。
- ✓ 健康課健康増進係の窓口（役場1階5番窓口）で「記録用紙」を受け取り、万歩計で計測した記録を記入して提出してください。
- ✓ 抽選は毎月なので、記録用紙も翌月15日までに提出してください。

気になる景品は？

町内加盟店で使える**健康ラン券
500円分！**

景品が当たっても外れても、
みなさんが頑張った分だけ
「健康」は必ず当たります!!!



「きょうと版ある古っ都」

- ✓ aruku&を入手し、ウォーキングを開始。
- ✓ 次々と依頼をクリアして、「応募カード」をもらう。
- ※府の景品は「まゆまろ」の依頼を受ける必要があります。
- ✓ たまった「応募カード」で抽選に応募し、結果を待つ。
- ✓ アプリ上に当選のお知らせが届いたら、指示に従って景品をゲット。

check

屋外で会話を伴わない場合、マスクの着用は不要と厚労省が発表しています。黙って歩いた後、休憩先の公園などではマスク着用で楽しくおしゃべり♪暑い日はくれぐれも熱中症にご注意を。おすすめは早朝ウォーキングです。

「町内ウォーキングコース大募集」

- ✓ 大山崎町内のオリジナルウォーキングコース案を募集します。
- ✓ 募集対象は、
①30分コース（約2km）
②1時間コース（約4km）
③2時間コース（約8km）
- ✓ 「歩きやすさ」「隠れた名所」「休憩場所」など「コースのおすすめポイント」を明記して応募してください。
- ✓ 応募用紙は健康増進係（役場1階5番窓口）で配布します。
- ✓ 優秀5作品を選定し、**健康ラン券**

後日、広報などで公表します♪

1,000円分！

ウォーキング

歩は百薬の長!?



問＝健康課 健康増進係 ☎956-2101（内110）

「酒は百薬の長」と言われますが、今やその座に取って代わりつつあるのが「歩（ウォーキング）」テレビでも、雑誌でも、インターネットでも、病院の先生からも、猫も杓子もウォーキング時代。でも何がそんなにありがたいの???

：

（車などの使用が減ればCO2削減効果も!!!）

- ✓ 生活習慣病の予防 —— 血液循環により血管弾力性向上、善玉コレステロール（HDL）増加
- ✓ 肥満の解消 —— 体脂肪の燃焼、バランスの良い食事とセットならなおよし！
- ✓ 老化の予防 —— 筋力アップ、骨密度改善、運動による脳の活性化で認知予防！
- ✓ スタミナアップ —— 体力が向上し、ウォーキング以外の日常的な行動も活発に！
- ✓ ストレスの解消 —— 運動による気分転換はそのままストレス解消に。家族・友人と楽しく♪



少し調べるだけでもこの効果！あとは文字通りはじめての一步を踏み出すだけ!!!

そのはじめての一步を後押しするために、



「おおやまざき版ある古っ都」と、
「きょうと版ある古っ都」

はじめます!

「おおやまざき版ある古っ都」は、スマートフォン用アプリ「aruku&（あるくと）」を使った事業で、京都府が実施する「きょうと版ある古っ都」と合同で実施します。大山崎町の景品と京都府の景品の両方に当たるチャンスがあります。

まずはアプリを入手



アイフォン用



アンドロイド用

- ① スマートフォン用アプリ「aruku&（あるくと）」を入手
- ② 「aruku&（あるくと）」で「団体参加」→「京都府」を選択 ← パスコードは「kyoto2022」
- ③ キャラクターからの依頼*を受けたらとにかく 歩く歩く歩く！

※aruku&では、地図上に登場するキャラクターから「2時間以内に1,000歩」といった依頼を受け、達成すると景品に応募するための「カード」がもらえます。

町長がまちの企業や
団体から、活動のこと、
地域のこと、何でも聞きます。



前川町長 ここで、大山崎区の歴史について、振り返ってみたいと思います。明治22年に大山崎荘、円明寺村、下植野村が合併して、大山崎村となるのですが、その旧大山崎荘が、今の字大山崎、すなわち大山崎区の前身です。そして、昭和40年代に町が大山崎区、円明寺区、下植野区の3区として整理し、今に至っています。ただ、区といても、あまり馴染みのない住民の

前川町長 本年4月から大山崎区長を務めておられる三宅秀輝さんにお話しをお伺いいたします。区長として、どういった活動をされていますか

三宅区長 主に、墓地の管理、区民会館の管理などに携わっています。3年の任期が始まったばかりですので、これからいろいろな活動に携わっていきたいと考えています。

三宅区長 区では墓地の利用について
受付し、取りまとめているのですが、
地元で探しておられる方は、気軽にご
相談ください。

前川町長 区民会館の管理も地域のコ
ミュニティのために重要ですね。

三宅区長 大山崎区も、高齢化が進ん
でおり、また、人のつながりの希薄化

前川町長 経費面での苦勞も多いとお察しいたします。

三宅区長 2か所の墓地を毎月2回、役員で清掃しています。先祖代々の墓地ですの、心を込めて取り組んでいます。傷みも目立つようになっていきますので、頭を悩ませているところです。

前川町長 墓地の管理について、具体的にはどのような活動をされていますか。

方もおられると思います。そういった方が役員を務めておられるのですか。

三宅区長 第一町内会から第五町内会の、いわゆる旧町内会の中から選出された役員8名で活動しています。今年4月からは、うち6人が新たに役員となり、フレッシュな顔ぶれとなっています。

方もおられると思います。どういった方が役員を務めておられるのですか。

大山崎町の歴史とともに歩んで来た大山崎区（現在の字大山崎地域にあたる）。区有財産の管理・運営を担い、未来へと引き継いでいきます。

前川町長 地域の顔役として、どうぞ
よろしくお願いいたします。



も懸念しています。地域の人が顔の見える関係を築くことが、まちの活性化のために重要なことですが、昨今のコロナ禍ですので、余計に心配しているところです。感染の終息を願いつつ、人と人との関係を築いていきたいです。

その他：・申し込み不要です。詳細については「老人福祉センター長寿苑（☎075-957-1860）」へお問い合わせください。

・参加記念品があります（先着順のため無くなりしだい終了）

- ・体調不良、発熱がある方は参加をご遠慮ください。
- ・新型コロナウイルスの感染状況によっては「敬老ウィーク」を中止する場合があります。

2022.9 広報おおやまざき 4

選挙運動費用の公費負担(選挙公営)制度について

【町長選挙・町議会議員選挙関係】

今年10月16日(日)に、町長選挙・町議会議員選挙が執行されます。
本町では、「選挙公営制度」を採用し、町長選挙・町議会議員選挙に伴う、立候補者の選挙運動費用の一部を町の公費で負担します(一定の条件あり)。
※一部、今年の6月号広報誌に掲載した内容(金額)から改正した部分があります。

問=選挙管理委員会(役場総務課内) ☎956-2101(内322)

※選挙公営制度とは

お金のかからない選挙を実現するとともに、立候補の機会や候補者間の選挙運動の機会均等を図るため、一定の範囲で国や地方公共団体が立候補者の選挙運動費用の一部を公費で負担する制度です。

公営の対象と限度額

公営の種類・対象等			限度額
選挙運動用自動車 (1)または(2)の契約は候補者が選択できる	(1)一般乗用旅客自動車運送事業者(タクシー、ハイヤー)との運送契約の場合		322,500円((64,500円/日)×5日)
	(2)上記(1)以外の契約の場合(自動車の借入れ、燃料の供給、運転手の雇用がそれぞれ別の場合)	①自動車の借入れ(レンタカー等)	80,500円((16,100円/日)×5日)
		②燃料の供給	38,500円((7,700円/日)×5日)
		③運転手の雇用	62,500円((12,500円/日)×5日)
選挙運動用ビラ 1. 町長選挙 2. 町議会議員選挙	作成単価に法定作成枚数を乗じた金額		1. 7円73銭×5,000枚=38,650円 2. 7円73銭×1,600枚=12,368円
選挙運動用ポスター	作成単価にポスター作成枚数(ポスター掲示場数)を乗じた金額		11,083円×30箇所=332,490円

対象となる候補者、期間

この選挙公営制度においては、町が公費負担する候補者は供託物没収点以上の得票を得た候補者に限られます。供託物を没収される候補者については、すべて自己負担となります。対象となる期間は、立候補の届出のあった日から選挙期日の前日までが公費負担の対象となります。

選挙種別	供託物没収点
町長選挙	有効投票×1/10
町議会議員選挙	有効投票/議員定数(12人)×1/10

水道事業からのお知らせ

～水道の工事や修繕の依頼は町指定工事事業者へ～

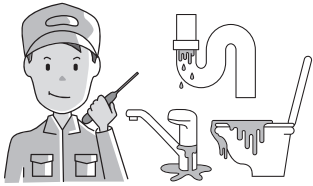
宅地内の給水装置に関する工事や漏水などの修繕工事を行うときは、必ず町指定の工事事業者に依頼してください。

給水装置の工事・修繕は、指定工事事業者が行うように水道法で定められています。指定工事事業者以外が給水装置の工事・修繕を行うことはできません(蛇口の交換など軽微なものは除きます)。

※町指定工事事業者以外の業者に修繕を依頼すると漏水減免の対象になりませんので、ご注意ください。

〈工事を依頼する際の注意点〉

- 1 依頼する業者が町指定の工事事業者かを確認する。
- 2 複数の指定給水装置工事事業者から見積りを依頼する。
(見積りが有料の場合もありますので、事前にご確認ください。)
- 3 工事に入る前に工事内容や費用について十分な説明を受ける。



〈漏水減免を受けるための条件〉

- 1 地中配管や壁中など、発見が困難な場所での漏水。
- 2 受水槽が設置されている箇所については、受水槽(ボールタップを除く)からメーターまでの配管等での漏水。
- 3 漏水した箇所の修理を完了し、指定工事事業者より「漏水修繕報告書」を提出する。
- 4 減免を受ける期別の料金が完納している。

町指定工事事業者、漏水減免に関する規定については、町ホームページをご確認ください。

問=上下水道課 業務・府営水道係 ☎956-2101(内271、272、273)

資源ごみ収集の日程にご注意ください

祝日は資源ごみの収集がありません。下記のとおり変則日程(振替)となりますので、お間違いのないようにお願いします。詳しくは、「令和4年度版ごみの出し方」をご覧ください。

場所(ごみの出し方参照)	収集なし	収集日(振替日)
Dグループ(プラのみの日)	9月23日(金)	9月26日(月)
Hグループ(全種類の日)		

※なお、燃えるごみは通常通り収集します。

問=経済環境課 清掃環境係 ☎956-2101(内246・247)



問Ⅱ健康課 保険医療係 ☎956-2101(内115)

9月中旬に新しい被保険者証をお送りします

1、新しい保険証

保険証の色	うぐいす色
自己負担割合	1割・2割・3割
有効期限	令和5年7月31日

※7月にお送りした保険証(藤色)は、10月1日以降使用できません。
※9月22日までに届いていない方は、役場へお問い合わせください。

2、負担割合「2割」が新設されます

現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来に繋いでいくため、窓口負担割合が1割の方のうち一定以上の所得がある方は、10月1日から負担割合が2割になります。

詳しくは、対象者の保険証に同封するリーフレットをご確認ください。

3、増える窓口負担は最大3000円/月

2割負担となる方について、今後3年間は、1ヶ月の外來医療の窓口負担

割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑える配慮措置があります。

配慮措置による払い戻しは、高額療養費の口座を事前に登録していただくことで自動的に行います。高額療養費の登録口座がない方には、9月以降に申請書を郵送しますので、ご提出をお願いいたします。

4、窓口負担割合の見直しに関するお問い合わせ先

京都府後期高齢者医療広域連合専用コールセンター(令和4年10月31日まで) ☎050-3176-2183
又は、厚生労働省コールセンター ☎0120-0002-719



雨水を有効利用しませんか 雨水タンク設置助成金交付制度

近年頻発している短時間豪雨に対して、雨水を「貯める」取り組みを進めています。雨水タンクを設置された方に助成金を交付しています。町への申請のみで、町と京都府の両方の助成金・補助金を受け取ることができます。

■どうして雨水を貯めるの？

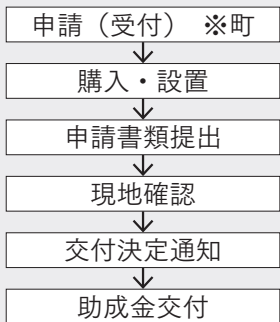
雨が降ったとき、雨水を貯める場所(雨水タンク)がたくさんあると、河川の急激な増水を抑えることができ、浸水被害の予防や軽減につながります。また、水道水の代わりに使えるため、節水にもなります。

■貯めた雨水は何に使えるの？

- ・打ち水
- ・庭に水撒き
- ・洗車
- ・災害や断水など非常時のトイレなどの生活用水 など



■手続きのながれ

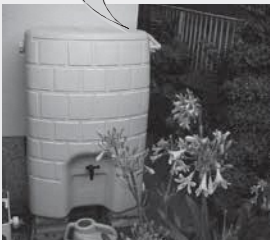


■助成対象など

助成対象＝容量100～500Lの雨水貯留タンクを新たに購入(※制度の申請後購入)し設置される戸建て住宅の方
助成額＝タンクと架台購入費の3/4(上限45,000円)
申請期限＝令和5年2月28日(※定員あり)
問・申請先＝上下水道課 下水道係 ☎956-2101(内293)

最大
45,000円
の助成!

必ず申請後に雨水タンクを購入してください



広報まちづくりサポーター を募集します

町民の皆さんに親しまれる広報誌面作りを進め、町民の皆さんのまちづくりへの参画を促進するために、令和4年度10月から約1年半の間活動いただける「広報まちづくりサポーター」を募集します。

○活動内容

①町内で開催されたイベントなど(公共性の高いもの)のスナップ写真や感想記事、町内の四季折々の風景写真、話題のもの・人物、町の取り組みなどに関するリポート記事の提供

②その他広報・広聴活動への協力(具体的な事案が発生した際には別途町から相談します)

○応募資格

以下のすべてを満たす人
・満18歳以上(高校生を除く)
・町内に住所を有する人

○定員: 1名(応募多数の場合は選考)

○応募方法: 9月20日(金)までに、所定の応募用紙に記入の上、下記まで。応募用紙は役場企画財政課企画観光係に設置しているほか、町ホームページからもダウンロードできます。

○委嘱期間

令和4年10月～令和5年度末

○謝礼など

月額1,000円(記事を作成した場合)。交通費等の支給はありません。

○その他

- ・記事の内容によっては、事前に町と協議が必要な場合があります。
- ・写真や記事をいただいた場合でも、ページの都合などにより掲載できない場合もあります。
- ・掲載された記事の著作権は町に帰属します。

問＝企画財政課 企画観光係

☎956-2101(内313)



総額2,400万円

事業者の方へ

20%プレミアム付き「ラン商品券」～取扱店募集～

問・申込先＝大山崎町商工会 ☎956-4600



大山崎町商工会では、「ラン商品券(20%プレミアム付き)」の発売を予定しており、それに先立ち、事業者様から取扱店の募集を行います。魅力ある商品券にするためにも、ご協力よろしくお願いします。

募集期限＝～9月10日(金)

平日9:00～17:00で受け付けています

- 1セット500円券×24枚綴り。10,000円で12,000円分のお買い物ができます。(20%のプレミアム)
- 商品券の使用期間は、令和4年11月1日(金)～令和5年2月28日(火)です。

※こちらは商品券販売のご案内ではありません。販売のご案内は「広報おおよまぎ10月号」にてご案内いたします。

- 商品券取扱店として、店舗名・所在地・お店または商品のPRを商工会ホームページ等に掲載します。
- 商工会会員は換金手数料なし。非会員は換金手数料6%をご協力いただきます。(是非、この機会に商工会の加入をご検討ください)
- 申込用紙は商工会ホームページからダウンロードできます。

町職員の任免・勤務条件・服務の状況など

本町における人事行政の公正性、透明性を高めるため、「大山崎町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、職員の任免・勤務条件・服務の状況などを公表します。

なお、給与・定員の状況については、今年の3月に本誌およびホームページでお知らせしています。

問＝総務課 総務係 ☎956-2101(内325)

職員の任免および職員数に関する状況

(1) 職員の任免の状況(令和3年度中試験実施分)

①-1 採用試験の状況(令和4年4月採用)

職 種	申込者数 A	1次試験 合格者数	採用者数 B	倍 率 A／B	(参考) 令和2年度 の倍率
事務職①	38人	17人	3人	12.7	85.0
事務職② (身体に障がいのある方)	0人	—	—	—	—
技術(土木)	0人	—	—	—	—
保育士	11人	6人	3人	3.7	7.0
保健師	4人	3人	1人	4.0	—

② 退職者数

定年退職	勸奨退職	普通退職	分限免職	懲戒免職	死亡退職	合 計
3人	0人	3人	0人	0人	0人	6人

(注) 退職者数には、再任用職員、会計年度任用職員に係る退職者数を含みません

(2) 職員数の状況

① 年齢別職員数(令和3年4月1日)

年 齢	20歳 未満	20歳～ 23歳	24歳～ 27歳	28歳～ 31歳	32歳～ 35歳	36歳～ 39歳
職 員 数	0人	7人	8人	23人	13人	21人
年 齢	40歳～ 43歳	44歳～ 47歳	48歳～ 51歳	52歳～ 55歳	56歳～ 59歳	計
職 員 数	23人	11人	7人	13人	9人	135人

② 職員数の推移

年 度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
職 員 数	137人	133人	136人	134人	141人	136人	133人	135人

勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況(令和3年4月1日現在)

勤務時間	1週間の 勤務時間	1日の 勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	休憩時間
	38時間 45分	7時間 45分	午前 8時30分	午後 5時15分	午後 0～1時	なし
週 休 日	勤務時間を割り振らない日(日曜日・土曜日)					
休 日	国民の祝日に関する法律に規定されている休日および12月29日から翌年1月3日までの日					

(2) 年次有給休暇の取得状況 (令和3年1月1日～令和3年12月31日)

総付与日数 A	総取得日数 B	対象職員数 C	平均取得日数 B／C	消化率 B／A
4,402日	1,232日	115人	10.7日	28.0%

(注1) 付与日数は、1暦年につき20日(当該年の途中に採用された者は、同年の在職期間に応じた日数)で、当該年に取得しなかった場合は20日を限度として翌年に繰り越すことができるものとされています

(注2) 対象職員数は、令和3年1月1日～令和3年12月31日までの全期間について在職した一般職員であり、当該期間の中途に採用された者および退職した者ならびに育児休業、休職の事由がある職員を除いています

(3) 育児休業等の取得状況 (令和3年4月1日～令和4年3月31日)

区分	令和3年度の取得者数			令和3年度中に新たに取得可能となった職員			
	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児短時間勤務 取得者数	育児休業等対象者数	うち育児休業取得者数	うち部分休業取得者数	うち育児短時間勤務取得者数
男性職員	1人 0人	0人 0人	0人 0人	2人	1人	0人	0人
女性職員	6人 0人	0人 0人	0人 0人	6人	6人	0人	0人
計	7人 0人	0人 0人	0人 0人	8人	7人	0人	0人

(注1) 「育児休業取得者数」、「部分休業取得者数」、「育児短時間勤務取得者数」の欄の上段には令和3年度に新たに取得した者、下段には令和2年度から令和3年度にかけて引き続いている者の数を記載しています。

(4) 介護休暇の取得状況

区分	介護休暇 取得者数	要介護者 (続柄など)	取得形式	介護休暇 承認期間
男性職員	0人	—	—	—
女性職員	0人	—	—	—
計	0人	—	—	—

職員の分限および懲戒処分の状況(令和3年度)

職員の不利益となる処分には、分限処分と懲戒処分があります。分限処分とは、職員がその職責を十分に果たすことができないなど、一定の事由がある場合に公務能率の維持向上のため、休職、降任などの職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うことで、公務における規律と秩序の保持を目的としており、免職、停職、減給などの処分です。

(1) 分限処分者数 4人 (2) 懲戒処分者数 0人

研修の状況(令和3年度)

地方公務員法は、公務能率の増進の観点から、職員に対して研修を受けける機会を与えることを任命権者に義務付けています。大山崎町においては以下のとおり研修を実施しました。

	研 修 名	受研修者数	実施方法等
町	新規採用職員研修	4人	集合研修(4日)
	コンプライアンス研修	154人	集合研修(2日)
委託研修	新規採用職員基礎研修	1人	集合研修(2日)
	新規採用職員研修(公務員のための地方自治法)	1人	eラーニング
	若手職員前期研修(仕事の進め方とコミュニケーション)	3人	集合研修(2日)
	若手職員前期研修(フォローアップの実践)	3人	eラーニング 集合研修(1日)
	若手職員後期研修(問題解決と政策形成)	4人	集合研修(1日)
	若手職員後期研修(クレーム対応)	3人	集合研修(1日)
	若手職員後期研修(防災・危機管理)	8人	オンライン(1日)
	中堅職員前期研修(後輩指導・調整力)	2人	オンライン(2日)
	中堅職員前期研修(ファシリテーション)	2人	集合研修(1日)
	中堅職員後期研修(チームリーダーとしての役割)	3人	集合研修(1日)
	中堅職員後期研修(変化の時代のキャリアデザイン)	3人	eラーニング
	新任係長研修	3人	オンライン(2日)
	新任課長補佐研修(コンプライアンスとリスクマネジメント)	3人	eラーニング
	新任課長補佐研修(メンタルヘルス)	3人	eラーニング
	課長研修(マネジメント)	1人	eラーニング
	課長研修(ハラスメント)	1人	eラーニング
	法制執務の入門(基本原理)	2人	eラーニング
	法制執務の基礎(読み方・作り方)	1人	集合研修(1日)
	法制執務の基礎(読み方・作り方)	1人	eラーニング
	地方創生戦略立案	1人	集合研修(3日)
派遣研修	自治体DX入門	2人	オンライン(1日)
	エクセル(基礎)	2人	eラーニング
	エクセル(応用)	6人	eラーニング
	非木造家屋評価研修会	1人	集合研修(2日)
	市町村トップセミナー	2人	オンライン(1日)
	市町村トップセミナー	1人	集合研修(1日)
	市町村議会委員長研修会	6人	eラーニング
	市町村議会広報研修会	7人	eラーニング
	人材マネジメント部会	3人	オンライン(7日) 集合研修(1日)
	煙火消費保安教育講習会	1人	集合研修(1日)

服務の状況

綱紀保持の取組

地方公務員は、地方公務員法において、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行にあたっては全力を挙げてこれに専念することとされており、法令等遵守義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、政治行為の制限、営利企業等への従事制限などの義務が課されているところだ。

大山崎町においては、これらの服務規律の確保を徹底するため、毎年、依命通達などにより綱紀の保持および公務員倫理の確立を図っています。

福祉および利益の保護の状況(令和3年度)

地方公務員法においては、職員の生活、身分を安定させることにより公務能率の増進に寄与することを目的として、職員の福祉および利益の保護を適切かつ公正に行うことが規定されており、厚生福利制度、公務災害補償制度が定められています。また、労働安全衛生法においては、職場における職員の安全と健康を確保することが規定されています。

大山崎町における職員の福祉および利益の保護の状況については次のとおりです。

	主な内容	実施時期	備 考
保健事業	定期健康診断	令和3年9月(2日)	受診者数 132人
	特殊健康診断	令和4年1月(1日)	受診者数 28人
	人間ドック他	通 年	
福利厚生	京都市市町村職員厚生会生活設計支援事業	通 年	
	京都市市町村職員厚生会元氣回復事業	各事業実施日程による	
	京都市市町村職員厚生会給付事業	通 年	
	大山崎町職員厚生会事業	各事業実施日程による	
公務災害補償の認定件数		公務災害…2件	通勤災害…0件

公平委員会に関する事項

職員の権利は、勤務条件に関する措置要求制度および不利益処分に関する不服申立て制度により保護されています。勤務条件に関する措置要求は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求する制度であり、また不利益処分に関する不服申立ての制度は、不利益な処分を受けた職員が公平委員会に対して不服申立てを行うことができる制度です。

【令和3年度の状況】

勤務条件に関する措置要求…0件
不利益処分に関する不服申立て…0件